

応益負担は残っている！同じ作業所の利用者なのに15%の人たちは利用料は無料でない。格差が広がっている

基本合意、骨格提言の実現でどんなに障害のある娘が生きやすくなるかと思えた。そんな期待、希望をこなごなにされた

65歳を喜ばない。障害が変わるわけではないのに介護保険になる。自分のためにも、息子のためにも、施設のためにも一生懸命運動してがんばっていきたい

—— 6月20日、障害者総合支援法が強引に可決・成立した日。国会前の路上集会での障害者・関係者の訴えです。国が締結した「基本合意」を破ることは民主主義を破壊する歴史的暴挙ではないか。本特集では、激しく動く情勢から、なにが問題か？残された課題はなにか？今後の運動の展望は？など、さまざまな声と実態から考えます。

特集

制度改革 あきらめない！





強引に可決・成立した 障害者総合支援法 なにが問題か？

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を 調するための関係法律の整備に関する法律（障害者総合支援法）概要

2012年6月27日公布、13年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、14年4月1日から、重度訪問介護対象者拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施される。

- 1. 題名**
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。
 - 2. 基本理念**
法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。
 - 3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）**
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。
 - 4. 障害支援区分の創設**
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮を行う。
 - 5. 障害者に対する支援**
 - 1 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
 - 2 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
 - 3 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
 - 4 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）
 - 6. サービス基盤の計画的整備**
 - 1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
 - 2 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
 - 3 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
 - 4 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化
- 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）
- 1 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - 2 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - 3 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - 4 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - 5 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

国会閉会予定日前日の6月20日。台風一過の猛烈な暑さでした。全国各地から国会前につけつた200名（集会は19日間、のべ4500名が参加）が固唾をのんで見つめるなか、参議院は障害者総

小宮山厚労大臣は「基本合意、骨格提言は重いもの」と言いながら「財政上など総合的に判断して段階的にしか実現できないことを

骨格提言 ないがしろ

「骨格提言」は、障害種別や意見のちがいをのりこえ55名の総合福祉部会委員が一致したものです。

国会閉会予定日前日の6月20日。台風一過の猛烈な暑さでした。全国各地から国会前につけつた200名（集会は19日間、のべ4500名が参加）が固唾をのんで見つめるなか、参議院は障害者総

小宮山厚労大臣は「基本合意、骨格提言は重いもの」と言いながら「財政上など総合的に判断して段階的にしか実現できないことを

ご理解いただきたい」とくり返しました。民主党WT岡本座長は「3年後であれ廃止条項は考えていない」と断言していました。

基本合意 守られていない

訴訟団（原告団・弁護団・基本合意の完全実現をめざす会）は、「成立するべきは障害者自立支援法を根こそぎ廃止し、障害者の基本的人権を支援する新しい法律であるべき」「基本合意文書で約束された確認事項をことごとくふみにじる内容」「司法決着を覆す国家の野

ど、障害があるために必要な「支援」に「応益」負担が強いられる。障害が重ければ重いほど負担が増える。まさに、天下の悪法。といわれた障害者自立支援法です。この悪法廃止を公約した民主党政権は、「人間の尊厳を傷つけた」と反省し、「基本合意」を締結。訴訟は和解し、この基本合意と障害者権利条約が二つの指針となっ

間の障害、疾患が残る、③利用者負担は変わらない。「一割を上限」として家計の負担能力に応じて負担する仕組み」のまま、④障害程度区分は廃止すべきなどの意見を表明しました。

マスコミも「骨格提言はほとんど盛り込まなかった。民主党政権が当初明言した現行の障害者自立支援法廃止も見送られ」などと報道しました。222を超える自治体の議会（都道府県15+政令市8+市町村199、8月29日現在）は、骨格提言にもとづいた、「障害者総合福祉法」を求める意見書を探択しています。

訴訟団（原告団・弁護団・基本合意の完全実現をめざす会）は、「成立するべきは障害者自立支援法を根こそぎ廃止し、障害者の基本的人権を支援する新しい法律であるべき」「基本合意文書で約束された確認事項をことごとくふみにじる内容」「司法決着を覆す国家の野



ども抗議声明を出しました。可決された翌日、国会は9月までの会期延長を決めました。しかしその後、原発再稼働反対！の官邸前の抗議集会は20万人を超え、全国110カ所以上に広がっています。消費税増税反対！TPP反対！オスプレイ反対！などさまざまな行動がうまれていきます。あきらめない運動、はつづきます。

基本合意、骨格提言は ゆるがぬ羅針盤！

違憲訴訟団と国（厚生労働省）が締結した「基本合意」は、歴史的なものでした。今後もとどろくみの「羅針盤」となるものです。

◆法の廃止と新法制定を約束

基本合意は、「国（厚生労働省）は、速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」と一部改正ではなくズバリ自立支援法の廃止を宣言。「障害福祉施策の充実、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するもの」と明記しました。

◆自立支援法制定の総括と反省

「憲法第13条、第14条、第25条、ノーマライゼーションの理念等に基づき、違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める」「応益負担（定率負担）の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を

深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明する」すなわち、国が、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけ、原告だけでなく障害者及びその家族に、心から反省したと公文書で確認したのです。

◆新法制定に当たっての論点

そして、訴訟団からつぎの指摘

- ① 支援費制度の時点及び現在の障害者自立支援法の軽減措置が講じられた時点の負担額を上回らない。
- ② 少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせない。
- ③ 収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定する。
- ④ 介護保険優先原則を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入。
- ⑤ 実費負担については、実態調査結果を踏まえ、早急に見直す。
- ⑥ どんなに重い障害を持っていても障害者が安心して暮らせる支給量を保障。国庫負担基準制度、障害程度区分制度の廃止を含めた抜本的な検討。

これに対して、国はこれらを踏まえ、「しっかりと検討を行い、対応していく」としたのです。さらに「当面の措置」として、「自立支援医療に係る利用者負担の措置については、当面の重要な課題」としました。

こうした内容を公文書として国が調印したため、訴訟団は「和意」を実現しました。障害者と家族・関係者を、今もって苦しめ続けている自立支援法は、きっぱりと廃止してください」と訴えていました。



▲ 2010.1.7 基本合意締結（厚労省講堂）

解」したのです。

◆「つなぎ法」のまやかし

- 2005年 10・31 自立支援法可決・成立
- 2006年 1・1 「部施行、10・1全面施行」大フォーラム 1万5千人
- 10・31 国連 障害者権利条約採択
- 2008年 10・31 違憲訴訟全国・斉提訴
- 2009年 10・6 厚労省、法務省政務官より「協議」正式申し入れ
- 10・30 大フォーラムで厚労大臣が「廃止」を約束

- 2010年 1・7 基本合意締結
- 1・12 第1回制度改革推進会議
- 4・21 1日裁すべて勝利の和解 第1回検証会議、首相官邸で1・21名が首相と面談
- 6・16 自立支援法改正法案廃案
- 12・3 改正法案（つなぎ法）可決

- 2011年 3・11 東日本大震災と原発事故
- 8・5 改正障害者基本法
- 8・30 骨格提言まとめ

- 2012年 2・13 緊急大フォーラム
- 1・17、6・20 国会前路上集会
- 6・20 障害者総合支援法可決成立

これでは、障害があることで負担が求められ、障害が重ければ重いほど負担が増すという「応益負担」の根本は内包されたままです。配偶者などの家族の収入を理由にして負担が強要されるのです。こうした問題点が指摘されながらも、「法の目的や名称を含めて



▲ 2010.4.21 首相官邸

変えていくので、事実上、自立支援法は廃止と考える」（小宮山厚労大臣）と強行されたのです。

◆障害程度区分と支給システムの「先のばし」

埼玉の原告補佐人の新井たかねさんは、「障害程度区分認定の106項目の調査項目に、「できない」「できない」と回答するうちに、娘が生きていることを阻害されているように思い、それはおかしいと訴訟にふみきり、「基本合

意」を実現しました。障害者と家族・関係者を、今もって苦しめ続けている自立支援法は、きっぱりと廃止してください」と訴えていました。「骨格提言」は、「障害者支援を自己責任・家族責任としてこれまで一貫して採用されてきた政策の基本的スタンスを、社会的・公的な責任に切り替える」としました。

しかし、小宮山厚労大臣は、骨格提言は「段階的、計画的に、なるべく多くの思いを実現したい」と国会答弁でくり返し、「法の施行後3年を目途として検討」とすると障害程度区分など重要項目を「先のばし」しました。「自立支援医療」は「当面の重要課題」とされ、検証会議の場で何度も確認されましたが、財源問題を盾に「大変難しい」と不誠実な対応のままです。

しかし、厚労大臣さえも正面からは「基本合意」「骨格提言」を否定することはできません。どうしても無視はできないのです。大臣が答弁する「段階的・計画的に実現」を確実に実現させていくのが、障害者運動の大きな課題です。

障害者政策委員会スタート 障害者運動の課題は



各団体の声明は今後の運動の方向性を示しています。

「200を超える地方議会が、骨格提言を尊重した総合的な法制度を求める。意見書を探求している」「基本合意と骨格提言は、今なお、輝きを放ち、障害者権利条約批准に向けた制度改革は前進させていかねばならない」(JD)

「骨格提言と基本合意をわが国の障害保健福祉施策に反映させることと、現在検討されている障害者差別禁止法(仮称)の制定は、障害者権利条約を実質的に批准するための不可欠な要素(きょうざれん)」

「自立支援法の廃止と権利を保障

障害者の収入状況 (きょうざれん調べ)

100万円以下	56%
125万円以下	28%
150万円以下	8%
200万円以下	7%
200万円以上	1%

*低所得、家族依存が深刻

太田修平さん

(基本合意の完全実現をめざす会事務局長)

本当にひどい！基本合意で新法つくと約束しながら、題名を変えただけの自立支援法の延命となった。

基本合意も骨格提言もなにかも、無視、無視、無視！これは新法とはいえない。なにを信じればいいのか！

ただ、私たちは運動をつづけるしかない。基本合意、骨格提言を絶望的な課題にするのではなく、解決していく課題としたい。



一人ひとりがついでに自信と誇りを持っていきなす。明日からもう運動をすすめてよう。

(2012年6月20日 参議院前の路上集会にて)

する総合福祉法制定を求めて、障害者関係団体との共同をさらに強める」(障全協)

「私たちが求めているのは「特別」なものではなく、極端に低い日本の福祉予算を、せめてOECD諸国の平均並にすること。同年齢の市民と同等の権利を保障すること」(障全研)

こうした中で、障害者基本法に基づく「障害者政策委員会」(石川准委員長、藤井克徳他委員長代理)がスタートしました。各省庁の課長も参加し障害者基本計画

私の思い

収入認定は、 障害者本人の収入で！

障害者自立支援法違憲訴訟 東京元原告 家平 悟

私が自立支援法違憲訴訟の闘いで訴えたのは、「応益負担」制度が家族にまで負担を強制することの違憲性でした。2010年1月7日、国と「基本合意」を交わすとき、私の妻・配偶者に対する応益負担問題は、解消しないことはわかっていました。

しかし、「基本合意」の中に「収入認定は障害児者本人」と明記され、この指摘を踏まえて新法をつくるという合意があったからこそ、私は裁判を終わらせる決断をしたのでした。

その後、議論された障害者制度改革。その結果、総合福祉法の「骨格提言」では、利用者負担について、「障害に伴う必要な支援は、原則無償」とされ、一部「高

額収入者に応益負担を求める場合でも、収入認定は、成人は障害者本人の収入」と明記されました。

この「骨格提言」がまとまったとき、私が訴えてきた問題がようやく解決する。そしてこのことは、日本の家族依存型福祉を大きく変える一歩となると、期待しました。

しかし、政府・厚生労働省は、「基本合意」を無視し、「骨格提言」を軽視した「障害者総合支援法」を強行成立させました。

私が最も許せないのは、厚労省が国会答弁で「応益負担」については2010年12月に成立した「つなぎ法」で法文を改正し「応益負担」に変更しており、すでに解決済としていることです。自立

支援医療の低所得者の無償化をはじめ、障害児の負担など、いまだに1割の応益負担を余儀なくされている人がたくさんいる実態があるにもかかわらずです。

さらに、私の配偶者問題では、厚労省は、「民法の扶養義務があるので困難」としています。しかし、私は裁判の中で、日本の福祉制度は「扶養義務という家族の助け合いを逆手にとつて、障害者本人が必要とする福祉制度利用に対する負担を家族にまで求め、障害者本人はもとより家族全体の生活をも苦しめるという、本末転倒した事態を引き起こしている」と指摘しましたが、この私の訴えが検討された形跡はなく、「骨格提言」で示された利用者負担への提言を実現していこうとする態度も、まったく感じられません。

いま政府や民主、自民、公明の3党がすすめるようとしている社会保障制度改革では、その基本的な考え方として、「自立を家族や国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していく」となってい

す。この国が進む方向では、ますます家族の扶養義務は強化されていくと思います。

だからこそ私たちは、「国民や障害者の自立は家族ではなく、国家が責任をもつべきだ」という声をあげていくためにも、権利保障の実現を国に迫っている「基本合意」や「骨格提言」の実行を求める運動を、あらためてつくっていく必要があるのではないのでしょうか。私自身、こうした国の横暴に負けず、引き続きたくさんの方々とつながって運動していきたいと思っています。

(いえひら さとる)



家族みんなが参加した全障研第16回全国大会(広島)